



三重県公報

令和2年12月23日(水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

公 告

令和2年度三重県一般会計補正予算等の公表

(財 政 課) 1

公 告

令和2年度三重県一般会計補正予算等が令和2年12月21日成立しましたので、次のとおり公表します。

令和2年12月23日

三重県知事 鈴木英敬

令和2年度三重県一般会計補正予算（第8号）

令和2年度三重県一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,375,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ839,349,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。
（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		255,571,000	△6,850,000	248,721,000
	1 県 民 税	79,652,000	△1,972,000	77,680,000
	2 事 業 税	57,350,000	△2,817,000	54,533,000
	7 自 動 車 税	29,332,000	△511,000	28,821,000
	10 軽 油 引 取 税	21,573,000	△1,550,000	20,023,000
2 地方消費税清算金		75,880,000	3,081,000	78,961,000
	1 地方消費税清算金	75,880,000	3,081,000	78,961,000
3 地方譲与税		34,238,000	△3,745,000	30,493,000
	6 特別法人事業譲与税	31,295,000	△3,745,000	27,550,000
4 地方特例交付金		1,250,000	225,180	1,475,180
	1 地方特例交付金	1,250,000	225,180	1,475,180
5 地方交付税		140,438,000	2,715,503	143,153,503

	1 地 方 交 付 税	140,438,000	2,715,503	143,153,503
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,258,114	△213,992	2,044,122
	1 分 担 金	233,107	△18,376	214,731
	2 負 担 金	2,025,007	△195,616	1,829,391
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,129,063	△166,610	8,962,453
	1 使 用 料	5,976,628	△20,881	5,955,747
	2 手 数 料	3,152,435	△145,729	3,006,706
9 国 庫 支 出 金		143,000,296	12,632,615	155,632,911
	1 国 庫 負 担 金	43,835,370	4,485,468	48,320,838
	2 国 庫 補 助 金	97,370,224	8,308,641	105,678,865
	3 委 託 金	1,794,702	△161,494	1,633,208
10 財 産 収 入		1,626,843	196,086	1,822,929
	1 財 産 運 用 収 入	514,611	△12,859	501,752
	2 財 産 売 払 収 入	1,112,232	208,945	1,321,177
11 寄 附 金		191,741	47,558	239,299

	1 寄附金	191,741	47,558	239,299
12 繰入金		17,996,113	4,518,561	22,514,674
	1 特別会計繰入金	183,863	△3,219	180,644
	2 基金繰入金	17,812,250	△1,262,582	16,549,668
13 繰越金	3 企業会計繰入金	-	5,784,362	5,784,362
		-	4,480,794	4,480,794
	1 繰越金	-	4,480,794	4,480,794
14 諸収入		21,991,559	2,081,473	24,073,032
	1 延滞金、加算金及び過料等	341,676	△31,546	310,130
	2 県預金利子	6,991	△680	6,311
	4 貸付金元利収入	4,089,461	17,553	4,107,014
15 県債	5 受託事業収入	4,916,144	△364,042	4,552,102
	8 雑収入	5,862,623	2,460,188	8,322,811
		111,025,000	5,372,000	116,397,000
	1 県債	111,025,000	5,372,000	116,397,000

歳	入	合	計	814,974,729	24,375,168	839,349,897
---	---	---	---	-------------	------------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,422,558	△13,430	1,409,128
	1 議会費	1,422,558	△13,430	1,409,128
2 総務費		51,664,497	10,000,421	61,664,918
	1 総務管理費	13,184,924	5,101,591	18,286,515
	2 企画費	1,405,191	△16,399	1,388,792
	3 統計調査費	1,168,596	△19,125	1,149,471
	4 徴税費	11,272,474	△11,707	11,260,767
	5 生活文化費	4,228,197	△2,859	4,225,338
	6 地域振興費	9,034,061	215,233	9,249,294
	7 選挙費	44,728	5,596	50,324
	8 防災費	7,216,012	△708,448	6,507,564
	9 人事委員会費	117,583	3,384	120,967
10 監査委員費	228,853	9,076	237,929	

	12 スポーツ推進費	3,763,878	5,424,079	9,187,957
3 民生費		125,908,535	3,422,290	129,330,825
	1 社会福祉費	97,388,255	2,781,800	100,170,055
	2 児童福祉費	25,824,958	530,464	26,355,422
	3 生活保護費	2,637,578	123,166	2,760,744
	4 災害救助費	57,744	△13,140	44,604
4 衛生費		63,348,927	6,061,918	69,410,845
	1 公衆衛生費	46,958,645	6,258,859	53,217,504
	2 環境衛生費	168,688	△18,764	149,924
	3 保健所費	68,199	3,233	71,432
	4 医薬費	5,147,831	△192,884	4,954,947
	5 病院費	4,648,911	495,314	5,144,225
	6 環境保全費	6,356,653	△483,840	5,872,813
5 労働費		1,614,575	△55,408	1,559,167
	1 労働費	732,436	△2,092	730,344

	2 職業訓練費	785,355	△58,539	726,816
	3 労働委員会費	96,784	5,223	102,007
6 農林水産業費		35,736,832	△74,024	35,662,808
	1 農業費	11,741,448	△101,081	11,640,367
	2 畜産業費	1,344,580	36,834	1,381,414
	3 農地費	9,870,392	△79,291	9,791,101
	4 林業費	8,158,024	178,060	8,336,084
7 商工業費	5 水産業費	4,622,388	△108,546	4,513,842
	1 商工業費	22,664,010	△156,409	22,507,601
8 土木費	1 商工業費	22,664,010	△156,409	22,507,601
		83,695,161	1,163,790	84,858,951
	1 土木管理費	21,035,220	182,691	21,217,911
	2 道路橋りょう費	32,670,512	1,059,155	33,729,667
	3 河川海岸費	18,335,443	342,027	18,677,470
	4 港湾費	3,411,928	△79,335	3,332,593

	5 都市計画費	7,211,678	△340,669	6,871,009
	6 住宅費	1,030,380	△79	1,030,301
9 警察費	1 警察管理費	39,151,783	△106,532	39,045,251
	2 警察活動費	35,850,791	△76,808	35,773,983
10 教育費		3,300,992	△29,724	3,271,268
		168,094,808	△1,268,989	166,825,819
	1 教育総務費	23,655,996	△39,018	23,616,978
	2 小学校費	54,315,646	△183,264	54,132,382
	3 中学校費	29,754,899	△116,230	29,638,669
	4 高等学校費	36,657,844	△567,799	36,090,045
	5 特別支援学校費	12,956,006	△169,011	12,786,995
	6 社会教育費	811,164	△126,021	685,143
	7 保健体育費	462,741	△13,327	449,414
	8 私学振興費	8,117,942	△170,496	7,947,446
	9 私立幼稚園費	1,362,570	116,177	1,478,747

11 災害復旧費		9,457,826	△13,022	9,444,804
	1 農林水産施設災害復旧費	2,361,016	△14,261	2,346,755
	2 土木施設災害復旧費	7,096,810	1,239	7,098,049
12 公債費		109,556,854	△800,044	108,756,810
	1 公債費	109,556,854	△800,044	108,756,810
13 諸支出金		102,608,363	6,214,607	108,822,970
	1 地方消費税清算金	56,827,608	5,140,446	61,968,054
	2 利子割交付金	261,954	14,046	276,000
	3 配当割交付金	1,338,173	827	1,339,000
	5 法人事業税交付金	2,821,993	△297,993	2,524,000
	6 地方消費税交付金	38,357,078	1,578,317	39,935,395
	8 自動車取得税交付金	100	400	500
	9 環境性能割交付金	921,436	△221,436	700,000
歳出	合計	814,974,729	24,375,168	839,349,897

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,310千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,279,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 119,799	千円 △15,572	千円 104,227
	1 負担金	119,799	△15,572	104,227
2 使用料及び手数料		914,913	△141,185	773,728
	1 使用料	905,691	△139,172	766,519
3 繰入金		9,222	△2,013	7,209
	1 繰入金	1,301,912	4,338	1,306,250
4 諸収入		1,301,912	4,338	1,306,250
	1 雑収入	12,731	△782	11,949
	1 雑収入	12,731	△1,459	11,272

	2 過 年 度 収 入	—	677	677
5 繰 越 金		—	73,217	73,217
	1 繰 越 金	—	73,217	73,217
6 国 庫 支 出 金		14,770	△5,359	9,411
	1 国 庫 補 助 金	14,770	△5,359	9,411
7 財 産 収 入		1,544	△967	577
	1 財 産 運 用 収 入	1,544	△967	577
歳 入	合 計	2,365,669	△86,310	2,279,359

歳 出	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,365,669	千円 △86,310	千円 2,279,359
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,365,669	△86,310	2,279,359
歳 出	合 計	2,365,669	△86,310	2,279,359

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額
-----	-----	-----	---

三重県立子ども心身発達医療センター水道施設技術管理業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	千円 938
------------------------------------	-------------	-----------

令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既定予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年間 総 給 水 量	71,537,648 m ³	1,191,744 m ³	72,729,392 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	196,532 m ³	3,274 m ³	199,806 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
業務設備及び改良事業 事業 費	45,073 千円	1,855 千円	46,928 千円
北勢水道改良事業 事業 費	1,881,293 千円	△294,222 千円	1,587,071 千円
中勢水道改良事業 事業 費	3,542,608 千円	△625,266 千円	2,917,342 千円
南勢水道改良事業 事業 費	778,693 千円	△2,545 千円	776,148 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業 収 益	9,746,382 千円	64,440 千円	9,810,822 千円
第1項 営 業 収 益	8,743,740 千円	64,554 千円	8,808,294 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,002,642 千円	△114 千円	1,002,528 千円
第1款 水道事業 費 用	9,428,513 千円	△88,416 千円	9,340,097 千円
第1項 営 業 費 用	8,783,174 千円	△88,416 千円	8,694,758 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,104,075千円」を「4,470,566千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額489,372千円及び過年度分損益勘定留保資金4,614,703千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額444,029千円、減債積立金171,625千円及び過年度分損益勘定留保資金3,854,912千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,135,344千円	△316,849千円	2,818,495千円
第1項 補助金	741,196千円	△90,800千円	650,396千円
第2項 出資金	647,658千円	△107,301千円	540,357千円
第3項 負担金	596,490千円	△118,748千円	477,742千円
第1款 資本的支出	8,239,419千円	△950,358千円	7,289,061千円
第1項 建設改良費	6,306,778千円	△920,178千円	5,386,600千円
第2項 償還金	1,932,641千円	△30,180千円	1,902,461千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に次のように加える。

事項	期	間	限度額
取水ポンプ取替工事に係る契約	令和2年度から	令和3年度	218,900千円
薬品貯蔵槽改良工事に係る契約	令和2年度から	令和3年度	88,000千円
制水弁取替工事に係る契約	令和2年度から	令和4年度	92,510千円
水管橋撤去工事に係る契約	令和2年度から	令和3年度	39,500千円
電気需給に係る契約	令和2年度から	令和3年度	236,770千円
一般健康診断等委託に係る契約	令和2年度から	令和5年度	6,723千円
A E D 賃借に係る契約	令和2年度から	令和7年度	695千円

行政事務用機器賃借に係る契約	令和2年度から令和7年度	8,183千円
財務会計システムに係る契約	令和2年度から令和3年度	1,662千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		
第6条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)
(1) 職員給与費	963,511千円	30,830千円
(他会計からの補助金)		994,341千円
第7条 予算第9条に定めた一般会計からの会計へ補助を受ける金額「788,652千円」を「697,727千円」に改める。		

令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （業務の予定量）
 第2条 令和2年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定）	（変更増減）	（計）
(2) 年間総給水量	216,864,600 m ³	△738,000 m ³	216,126,600 m ³
(3) 一日平均給水量	594,150 m ³	△2,022 m ³	592,128 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
業務設備及び改良事業 事業費	13,873千円	△4,719千円	9,154千円
北伊勢工業用水道改良事業 事業費	5,828,355千円	△664,526千円	5,163,829千円
松阪工業用水道改良事業 事業費	130,449千円	△28,656千円	101,793千円
中伊勢工業用水道改良事業 事業費	202,331千円	△73,930千円	128,401千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 工業用水道事業収益	6,289,207千円	8,648千円	6,297,855千円
第1項 営業収益	5,921,266千円	7,844千円	5,929,110千円
第2項 営業外収益	367,941千円	804千円	368,745千円
第1款 工業用水道事業費用	6,040,038千円	△17,833千円	6,022,205千円
第1項 営業費用	5,739,962千円	17,963千円	5,757,925千円

第2項 営業外費用 298,076千円 △35,796千円 262,280千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,806,898千円」を「2,515,230千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額520,194千円減債積立金351,533千円及び過年度分損益勘定留保資金1,935,171千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額497,216千円、減債積立金351,533千円及び過年度分損益勘定留保資金1,666,481千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 資本的収入	4,669,519千円	△480,163千円			4,189,356千円
第1項 企業債	4,092,000千円	△383,000千円			3,709,000千円
第2項 補助金	88,900千円	△22,800千円			66,100千円
第4項 負担金	167,449千円	△74,363千円			93,086千円
第1款 資本的支出	7,476,417千円	△771,831千円			6,704,586千円
第1項 建設改良費	6,376,178千円	△771,831千円			5,604,347千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

事項	期間		限度額	
	(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)
水管橋仮設配管工事に係る契約	令和3年度	令和2年度から令和3年度	22,880千円	52,738千円
2 予算第5条に次のように加える。				
事項	期間		限度額	
配水管布設工事等に係る契約	令和2年度から令和3年度		674,960千円	
配水管路測量設計業務委託等に係る契約	令和2年度から令和3年度		138,600千円	
制水弁取替工事に係る契約	令和2年度から令和4年度		832,590千円	

制水弁取替測量設計業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度	22,000千円
配水池等詳細検討業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度	63,800千円
電気需給に係る契約	令和2年度から令和3年度	116,050千円
一般健康診断等委託に係る契約	令和2年度から令和5年度	3,768千円
A E D 賃借に係る契約	令和2年度から令和7年度	695千円
行政事務用機器賃借に係る契約	令和2年度から令和5年度	1,584千円
財務会計システムに係る契約	令和2年度から令和3年度	1,042千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的

- (1) 北伊勢工業用水道改良事業
- (2) 松阪工業用水道改良事業
- (3) 中伊勢工業用水道改良事業

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	限度額		(計)
	(変更前)	(変更後)	
(1) 職員給与費	3,899,000千円	3,550,000千円	(補正予定額)
	120,000千円	93,000千円	
	73,000千円	66,000千円	
	(既決予定額)	(補正予定額)	
(1) 職員給与費	624,706千円	23,718千円	648,424千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2,715千円」を「3,480千円」に改める。

令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度三重県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収 入	支 出	収 入	支 出	
第1款 電気事業収益	2,029千円		285千円		2,314千円
第1項 営業外収益	2,029千円		285千円		2,314千円
第1款 電気事業費用	765,053千円		△43,450千円		721,603千円
第1項 営業費用	457,363千円		△43,450千円		413,913千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に次のように加える。

事 項

財務会計システムに係る契約 令和2年度から令和3年度 限度額 113千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与と費	159,881千円	702千円	160,583千円

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「480千円」を「760千円」に改める。

令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 年間患者数	(既決予定)	(変更増減)	(計)
入院患者数	213,525人	△46,893人	166,632人
外来患者数	172,172人	△47,085人	125,087人
(3) 一日平均患者数			
入院患者数	585人	△128人	457人
外来患者数	709人	△194人	515人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	5,371,069千円	△2,490千円	5,368,579千円
第1項 医療収益	3,008,896千円	△497,398千円	2,511,498千円
第2項 医療外収益	2,362,173千円	494,908千円	2,857,081千円
第1款 病院事業費用	5,336,211千円	99,400千円	5,435,611千円
第1項 医療費用	5,184,959千円	100,651千円	5,285,610千円

第2項 医療業外費用 151,252千円 △1,251千円 150,001千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「401,876千円」を「401,876千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,736千円及び過年度分損益勘定留保資金400,857千円で補てんする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,877千円及び過年度分損益勘定留保資金399,999千円で補てんする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,907,830千円	△262,028千円	1,645,802千円
第1項 企業債	557,000千円	△282,100千円	274,900千円
第2項 県負担金	500,830千円	19,071千円	519,901千円
第4項 国庫補助金	-千円	1,001千円	1,001千円
支出			
第1款 資本的支出	2,311,423千円	△263,745千円	2,047,678千円
第1項 建設改良費	680,104千円	△263,745千円	416,359千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に次のように加える。

事項	期間	限度額
指定代理納付業務委託に係る契約	令和2年度から令和7年度まで	3,435千円
清掃洗濯業務委託に係る契約	令和2年度から令和5年度まで	243,189千円
職員健康診断業務委託に係る契約	令和2年度から令和5年度まで	13,470千円
廃棄物処理業務委託に係る契約	令和2年度から令和5年度まで	12,018千円
医療機器保守業務委託に係る契約	令和2年度から令和5年度まで	6,132千円
電気需給に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	59,195千円

医療機器等賃借に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	6,177千円
医事会計等システム保守業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	4,092千円
臨床検査業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	1,558千円
広報誌印刷業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	759千円
臨床検査データ再生処理業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度まで	4千円
	(既決予定額)	(補正予定額)
	557,000千円	△282,100千円
		274,900千円
	(既決予定額)	(補正予定額)
	2,808,892千円	△93,855千円
		2,715,037千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的

病院施設及び設備整備事業

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)

(1) 職員給与費

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条中「143,252千円」を「138,191千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条中「149,099千円」を「138,354千円」に改める。

令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業	(既決予定)	(変更増減)	(計)
国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	873,654千円	△60,952千円	812,702千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	3,701,594千円	91,703千円	3,793,297千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	113,400千円	△145千円	113,255千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	63,000千円	△21,315千円	41,685千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	126,003千円	△31,446千円	94,557千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	1,066,761千円	△18,666千円	1,048,095千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 流域下水道事業収益	14,414,189千円	19,687千円	14,433,876千円
第2項 営業外収益	8,076,949千円	543千円	8,077,492千円
第3項 特別利益	63,000千円	19,144千円	82,144千円

	支	出
第1款 流域下水道事業費用	14,334,710千円	△26,019千円
第1項 営業費用	13,403,619千円	△33,743千円
第2項 営業外費用	857,216千円	△11,519千円
第3項 特別損失	73,375千円	19,243千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「709,903千円」を「709,303千円」に、「当年度分損益勘定留保資金628,026千円及び当年度利益剰余金処分額81,877千円で補てんするものとする。」を「当年度分損益勘定留保資金628,026千円及び当年度利益剰余金処分額81,277千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

	収入	支出
第1款 資本的収入	8,316,837千円	△40,821千円
第1項 企業債	1,780,300千円	1,100千円
第2項 補助金	5,144,585千円	△43,524千円
第3項 負担金	1,391,952千円	1,603千円

支

第1款 資本的支出	9,026,740千円	△41,421千円
第1項 建設改良費	6,025,667千円	△41,421千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 予算第4条の2本文中地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ「1,017,827千円及び2,671,808千円」を「1,068,524千円及び1,719,903千円」に改める。

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限度額	
	(変更前)	(変更後)

<p>(1) 下水道事業費 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。</p> <p style="padding-left: 2em;">(科目)</p> <p>(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)</p> <p>第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2,686,612千円」に改める。</p> <p>(利益剰余金の処分)</p> <p>第8条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分額を次のように改める。</p> <p style="padding-left: 2em;">(科目)</p> <p>(1) 減価積立金</p>	<p>1,382,000千円</p> <p>(既決予定額)</p> <p>393,174千円</p> <p>(2,686,612千円)</p> <p>(既決予定額)</p> <p>81,877千円</p>	<p>1,383,100千円</p> <p>(補正予定額)</p> <p>2,921千円</p> <p>(2,686,612千円)</p> <p>(補正予定額)</p> <p>△600千円</p>	<p>(計)</p> <p>396,095千円</p> <p>(計)</p> <p>81,277千円</p>
--	--	--	--

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
